宮崎日日新聞「くらしの相談」(令和5年8月3日)掲載

〇 アライグマに畑を荒らされたようだ

【間】

畑に落花生の種をまいていたが、動物に食べられてしまい困っている。

【回答】

相談を受けた行政相談委員が、相談者に話を聞いたところ、最近県内で目撃 例がある、アライグマが荒らしたのではないかとのことでした。

アライグマは、外来生物法により、飼育や譲渡などが禁止されている特定外 来生物に指定されています。

また、宮崎県は、今後、県内でアライグマの侵入・定着による被害の発生が 懸念されるとして、積極的な防除(捕獲)の対象としています。

行政相談委員が相談内容を市の担当課に伝えたところ、有害鳥獣を捕獲する ためのわなが設置されることになりました。

アライグマには凶暴な個体もあり、アライグマ回虫の寄生や狂犬病に感染するおそれなどもあります。

目撃した場合は、むやみに近づかず、可能な場合は写真や動画を撮影し、最 寄りの市町村役場などにご連絡ください。